

近世フランス貴族の家系再生産

——継承の理想と現実・メグリニ家の場合——

滝澤 聡子

はじめに

近世フランスの貴族は、過去の伝統や血統の意識を有し、所領・官職・金銭などの実質財と、身分・家名・家紋などの象徴財の継承によって結び合わされた親族・家系集団であり、これまで筆者は15～17世紀の貴族の実相を、とくに「女性相続人 (*héritière*)」に焦点を合わせて明らかにすることに努めてきた⁽¹⁾。もっとも、そうした貴族家系をつくりあげるにあたって、貴族には、同じ家系の一員であるという意識と、それに見合った形での継承を実践したはずである。それはどのような内容を持ち、具体的にどのようにおこなわれていたのだろうか。

制度的な面からみると、中世以来、フランスの貴族は、一般に「貴族の相続 (*partage noble*)」と呼ばれる、男系の長子相続により地位や財を受け継いでいく方法がとられていた⁽²⁾。つまり、「貴族の相続」とは、「ごく少人数に富を集中させ、弟たちとその子孫を犠牲にしながら家長に権力を与える」⁽³⁾仕組みであって、相続人（おもに長子）以外は、女性を含めて、財産相続から排除されるばかりか、多くの場合、結婚の機会さえ奪われていたのである。

このような慣行が初めて成文化されたのは12世紀後半で、その当時フランス西部地域を支配していたアンジュー伯ジョフロワ2世によって編纂された『ジョフロワ伯の法 (*l'Assise au comte Geoffroy*)』(1185年)に遡る⁽⁴⁾。それによれば、領主は、自己のすべての所領を不分割とし、「長子 (*aîné*)」に委

譲すること（これを長子の「先取権（*préciput*）」という）、また、「弟たち（*puînés*）」には、長子から「終身年金（*viager*）」という形で家産の一部が譲られることが定められていた。弟たちの取り分については、家産の3分の1を人数で等分するのが13世紀前半から一般的になっていたようである⁽⁵⁾。終身年金という制約がある以上、弟たちの家系が途絶えれば、彼らの財は長兄かその継承者に持ち戻されることになる。この相続法を實踐する限り、家産は永遠にひとつの家系内に留まるはずであった。けれども、長い時間の経過のなかで、貴族家系の継承はそう簡単なものではなかったことがわかる。とくに中世末期においては、戦乱や疫病の蔓延を背景に、生物学的な家系の消滅がいたるところで認められるし、女性しか相続人が残されないケースも多い。いつ起こるかもしれない危機的な状況に、貴族はどのように対応したのだろうか。

この問題に関して、貴族研究の第一人者であるナシエは、フランス貴族家系による家産保存の意志と、その所有権の世代ごとの譲渡は、ひとつの定まった手段に捉われることなく、状況に応じて戦略的に実践されていたと指摘している⁽⁶⁾。それを裏返せば、貴族家系を長く存続させるためには、柔軟な何らかの規範やルールが作用していたことになる。これは、今後とも考察を深めてゆく課題であるが、さしあたって、この問題を解く鍵として、ラ・フォンテーヌやブラウン、デシモンなど近年のフランスの研究者は、フランスの社会学者ピエール・ブルデューが提起した「家族戦略概念」のひとつとしての「再生産のメカニズム」の理論に注目している⁽⁷⁾。ちなみにブルデューは、その著作『結婚戦略—家族と階級の再生産—』⁽⁸⁾において、「家系の継続性と不可分な家産保護」を目的とした「再生産のメカニズム」を次のように述べている。

「家族の経済的基礎を構成している動産および不動産の総体は、世代を通じて一体的に維持されなければならない家産であり、その家族成員の各人は自らの利益や感情を家産という集合的実体に対して服従させなければならないのである。かかるものとしての「家」は最も重要な価値をなしており、これを中心に全てのシステムが組織化されているのである」⁽⁹⁾。

もちろん、ブルデューが論じる「再生産のメカニズム」は近現代のフランス農村社会を対象にしたものであるが、時代を遡って、近世フランスの貴族家系の継承を検討する場合にも有効な概念であると考えられる。

筆者は、これまで貴族継承における「女性相続人」の役割を取り上げてきたが、本稿では、視野をより大きく広げて、フランスの貴族がどのような意識をもって家系を存続させたかの問題を、15世紀から18世紀まで約300年間にわたって継承することに「成功」したひとつの家系を対象に、相続と結婚の実践過程をたどりながら、貴族家系の「再生産のメカニズム」を探ってみたい。その典型的な例として選んだのが、シャンパーニュ地方を地盤とするメグリニ家である。というのも、後述するように、15～16世紀に貴族身分に成りあがったメグリニ家は、史料が比較的多く残っていることもあって、家系の系譜や再生産のプロセスが読み取りやすく、また、具体的に家系図を再現しやすいからである。本稿では、近年、貴族家系の再生産に注目して精力的に研究を展開しているナシエやアダの研究⁽¹⁰⁾をふまえながら、考察を進めたい。

1 メグリニ家

メグリニ家はシャンパーニュ地方の都市トロワの近辺に中心的な所領をもつ貴族家系であり、18世紀に出版された『貴族辞典』によれば、その始祖は「1349年に（シャンパーニュ）伯領で貴族であったピエール・ド・メグリニ」とされる⁽¹¹⁾。ただし、ルイ14世時代の1667年に実施された「貴族改め（*recherche*）」において貴族身分を「確認（*maintenue*）」されたはずのこの家系は、よりもよって、フランス革命直前の1789年に実施された調査で14世紀にまで遡る「古い家系の貴族」ではなく、15世紀後半の新興の家系であること、したがって、1400年以前に貴族であることを証明できない家系は宮廷に参内することはできないとする1760年の規定に抵触すると判定された⁽¹²⁾。ここからは、貴族という身分の不安定性が垣間見えてくる。本来の貴族でないと批判されて一番驚いたのは、メグリニ家自身ではなかっただろうか。なぜなら、

メグリニ家は、すでに1世紀以上にわたって貴族らしい生活をおくり、肩書きにおいても姻戚関係においても、自他ともに認める「剣の貴族」だったからである⁽¹³⁾。事実、メグリニ家は、前述した「貴族改め」の結論に徹底抗戦の構えをみせ、調査結果を撤回させている⁽¹⁴⁾。なお、近年のアダの研究によると、メグリニ家は15世紀後半頃に勃興した、いわゆる「暗黙裡 (taisible) の貴族」の典型で、16世紀から17世紀にかけて、まずは「官職貴族」として、次いで「剣の貴族」として社会的上昇をとげていったことがわかる⁽¹⁵⁾。

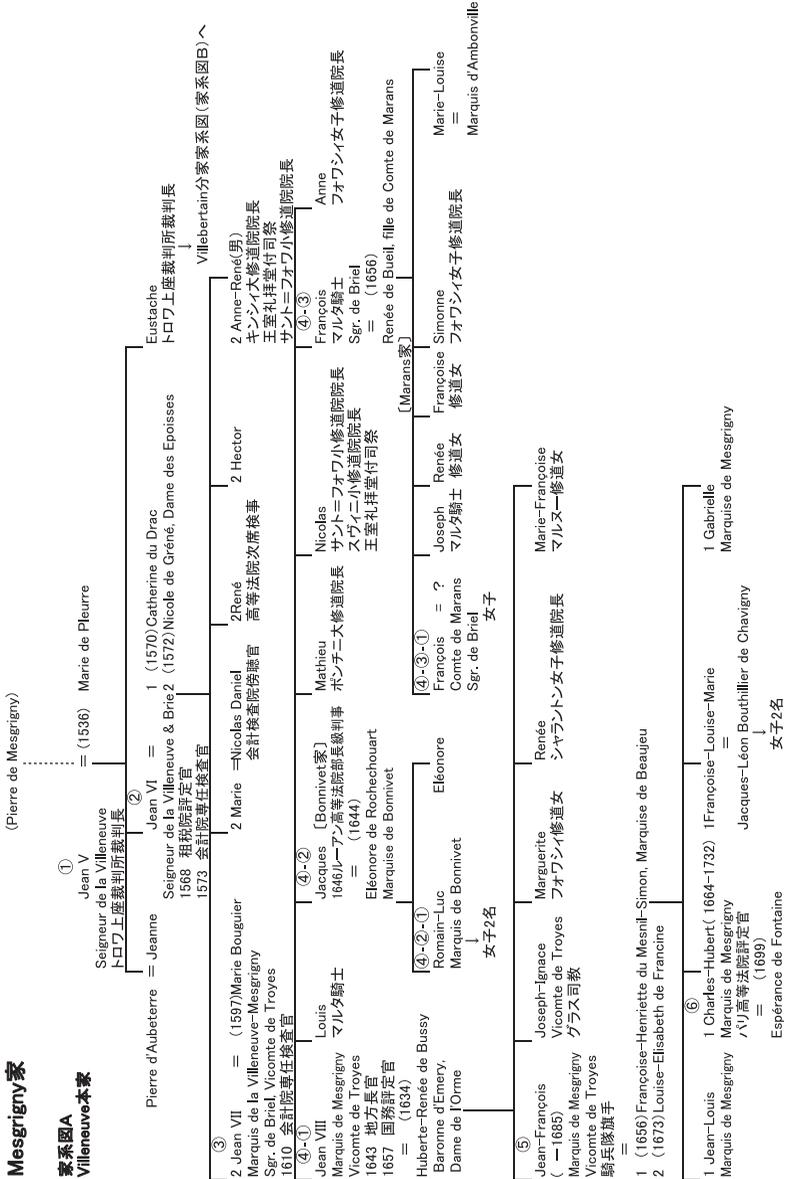
さて、このメグリニ家の本家は「ヴィルヌーヴ家」と称される。家系図(以下、図1を参照)でいえば、Aの家系に相当する。ジャン5世(図1のA①)は、1536年にカトリーヌ・ダンボワーズという有力貴族の未亡人からヴィルヌーヴの所領を購入した⁽¹⁶⁾。それ以後、この家はヴィルヌーヴの所領を継承し、「ヴィルヌーヴの領主」を名乗る人物が本家の家長とみなされたのである。以下では、家長の肩書きに注意しつつ、再生産のプロセスをたどっていく⁽¹⁷⁾。

ジャン5世は、この所領のほか、トロワの上座裁判所の裁判長の官職をも獲得した。そして、彼はヴィルヌーヴの所領を長男のジャン6世(図1のA②)に、上座裁判所の裁判長の官職を次男のウスタシュに譲渡したので、家系は2つに分かれることとなった。まずヴィルヌーヴ本家から見ていこう。父からヴィルヌーヴの本領を受け継いだ長男のジャン6世は、パリに出て行き、1568年に租税法院評定官の官職を購入した。その後、彼は1570年にパリ高等法院評定官の娘と結婚し、彼自身、パリ高等法院の次席検事の官職を得たあと、1573年に会計法院の検査官のポストについた。この官職は1610年に長男のジャン7世(図1のA③)に継承されている。さらにヴィルヌーヴの所領は、1646年に侯爵領に格上げされた。所領名も「ヴィルヌーヴ=メグリニ侯爵領」と変更され、筆頭所領に家名を冠することとなっている。

ジャン7世は所領の拡大にも力を注ぎ、ブリエル領やトロワ子爵領の獲得は彼の代でなされた。次のジャン8世(図1のA④-①)は、宮廷のさまざまな官職を経て、最終的には国務評定官という高位の官職に昇りつめた(1657年)。また彼の代からは、家長はメグリニ侯爵を名乗る。1634年、ジャン8

Mesgrigny家

家系図A
Villeneuve本家



世は伝統的な「剣の貴族」の家系に属するビュシイ家出身でエムリとロルムの女性領主と結婚した。彼女の両親はビュシイとソー=タヴァンヌといういずれもコンデ親王の軍団の要職を担う家系の出身者だったので、ジャン 8 世もコンデ親王と主従関係を築いていたと想定できる⁽¹⁸⁾。この二人の子どもでもあるジャン=フランソワ（図 1 の A⑤）は、ヴィルヌーヴ家の家長のなかで初めて、官職をもたない人物となった。ジャン=フランソワは 1656 年にやはりコンデ親王軽騎兵隊隊長の娘と結婚し、騎兵隊旗手の軍職を得て、行政職には生涯つかなかった。ここにおいて「剣の貴族」の世界に入ったかにみえたヴィルヌーヴ家であるが、次の代で、兄の死により家系の筆頭相続人となったシャルル=ユベール（図 1 の A⑥）は、パリ高等法院評定官の官職を購入し、再び「法服貴族」の世界に舞い戻った。

ヴィルヌーヴ本家からは、ジャン 8 世の 2 人の弟が結婚して自立し、それぞれ分家をつくった。まずジャック（図 1 の A④-②）は 1641 年にルーアンの高等法院評定官のポストについたあと、1644 年ポワトゥ地方の大貴族家系であるロシュシュアール家の一員でボニヴェ侯爵家の女性相続人エレオノールと結婚した。彼女が相続した財産は 70 万リーヴルであった⁽¹⁹⁾。ただし、ジャックはポワトゥ地方に大所領を購入し、ボニヴェ家の一員として暮らすことで、メグリニ家とは距離が生じたようである。ジャン 8 世のもう一人の弟フランソワ（図 1 の A④-③）もまた、軍事貴族として著名なビュエイユ家のマラン伯爵の 4 女と結婚した。のちに彼女はマラン伯領を相続したので、フランソワの相続したブリエル領と合わせて長男（図 1 の A④-③-①）に受け継がれている。しかし、この家はここで断絶した。ヴィルヌーヴ本家の方も、シャルル=ユベールに子どもができなかったため、メグリニ家の家長の座はヴィルベルタン分家へ移ることとなった。

ここからは、家系図 B（図 2 を参照）のヴィルベルタン分家をみていこう。父からトロワ上座裁判所の裁判長のポストを譲られたウスタシュ（図 2 の B①）は、結婚して分家を構えた。彼は筆頭所領としてヴィルベルタンの所領をもったので、それ以後、この家系は「ヴィルベルタン分家」と呼ばれ、基本的

家系図①
Villebertain分家

① Eustache = (1571) Simone le Mairat
Seigneur de Villebertain
トロワ上座裁判所裁判長

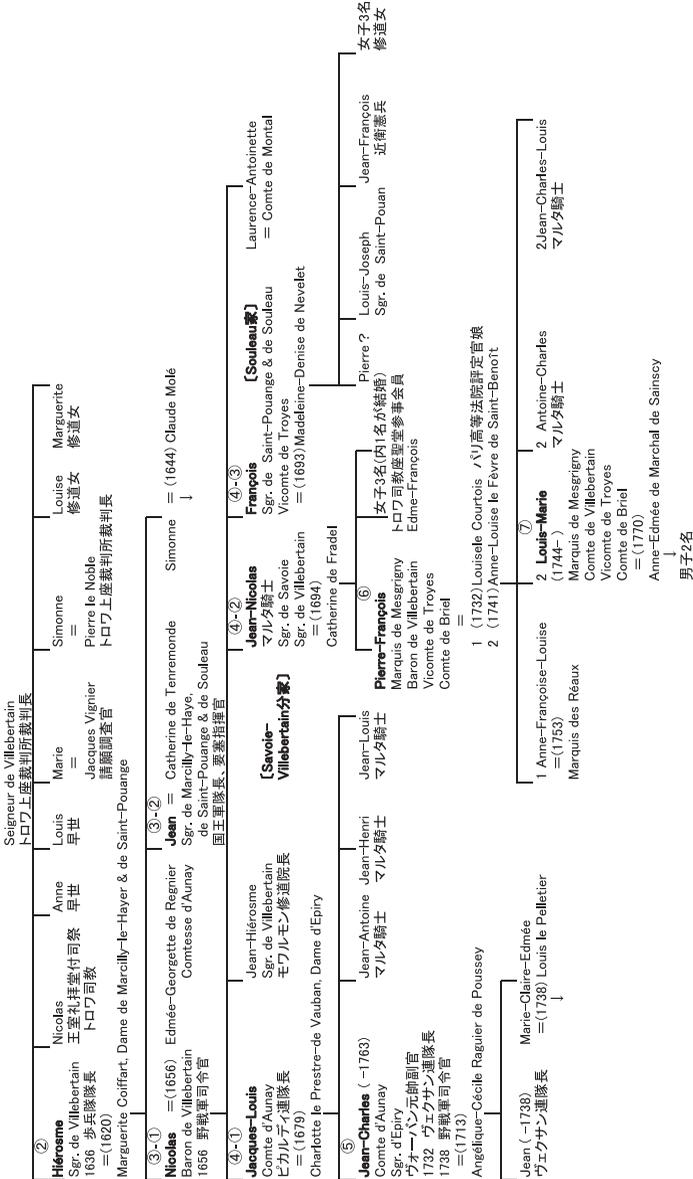


図 2

E. Haddad, "Les Mesgrigny ou le coût social et moral des prétentions à l'épée", in *Epreuves de noblesse. Les expériences nobilitaires de la haute robe parisienne (XVI^e-XVIII^e siècle)*, Paris, 2010, pp.229-231 を基に作成。

にこの所領を所有する人物が分家の家長とみなされている。ウスタシュの長男イエロズム⁽²⁰⁾ (図2のB②)は父の跡を継がず、おもに国王軍のなかで軍職を歴任し、最終的には1636年に歩兵隊隊長の職を得た⁽²¹⁾。彼の息子ニコラ(図2のB③-①)も父同様に軍務を重ねていった。最初は王妃の護衛隊旗手に(1652年)、そして最終的には国王軍の野戦軍司令官となった(1656年)⁽²²⁾。したがって、フロンドの乱の時期、本家当主はコンデ派、分家当主は国王軍に分かれていたことになる。

ニコラの弟ジャン(図2のB③-②)も国王軍に入り、功績をあげ、サン=ルイ勲章を受けた⁽²³⁾。このジャンの才能を高く買ったのが、フランス要塞総監だったヴォーバン元帥であった⁽²⁴⁾。ヴォーバンはジャンの甥にあたるジャック=ルイ(図2のB④-①)に自分の娘を嫁がせた。ジャック=ルイは母親からオネ伯領を継承し、オネ伯爵を名乗った。ヴィルベルタンの所領は、弟で聖職者となったジャン=イエロズムへ渡り、さらに別の弟ジャン=ニコラ(図2のB④-②)へと移った。当初ジャン=ニコラはマルタ騎士団に入っていたので、結婚する意志がなかったと考えられる。けれども彼は1694年に結婚し、「サヴォワ=ヴィルベルタン家」と称される分家をつくった。さらに、もう一人の弟フランソワ(図2のB④-③)も、子どものなかった叔父ジャンのスローとサン=プアンジュの所領を代襲し、新たな分家を構えた。ただこの家系は、長男が殺人で逮捕されるなど醜聞をふりまいたため⁽²⁵⁾、家系図はスロー分家について最小限の構成員の記載にとどめている。

ところで、ジャック=ルイは長男ジャン=シャルル(図2のB⑤)に長子相続させた。ジャン=シャルルは父からオネ伯領を、母からエピリイ領を相続した。彼は母方の祖父にあたるヴォーバン元帥の副官として従軍したあと、1732年にヴェクサン連隊長となり軍歴を重ねていった⁽²⁶⁾。ジャン=シャルルの息子ジャンも父からヴェクサン連隊長の職を譲り受けたが、1738年に21歳で早世したため、ヴィルベルタン分家はここで断絶することとなった。すなわち、1732年に男系が絶えたヴィルヌーヴ本家に次いで、16世紀中後半にジャン5世から枝分かれした2家系が18世紀前半には途絶えたわけである。

このメグリニ家の家系の再生産の役割を担ったのがサヴォワ=ヴィルベルタン分家のピエール=フランソワ（図2のB-⑥）であった。彼は、1741年11月に再婚したが、その結婚契約書に「高貴で有力な領主であり、騎士、メグリニ侯爵、ヴィルベルタン領主、トロワ子爵である（ピエール=フランソワ）」と肩書きが列挙されていることから⁽²⁷⁾、これまで本家の家長が有してきた主要な肩書きは1741年までに、彼に移ったことがわかる。これらはすべて、1744年に生まれた長男ルイ=マリに受け継がれていった⁽²⁸⁾。

2 継承からみる貴族の家系意識

前節では300年間に及ぶメグリニ家の系譜をたどってきたが、今一度、家系の再生産の特色を整理しておきたい。第一に確認できるのは、メグリニ家の場合、男系長子相続によって貴族の地位や財産が順当に受け継がれていることである。長子以外の子どもたちは、ほとんどが聖職者や修道女、あるいは妻帯が禁止されているマルタ騎士団員となり、結婚しないで、相続からも排除されている。家系図からもわかるように、平民から貴族に成り上がっていく初期の段階では、メグリニ家は「貴族の相続」を実践していなかった。けれども、貴族としての基盤が固まってくる16世紀以降、メグリニ家は「貴族の相続」をおこなうようになっていく。たとえば、ジャン8世（図1のA④-①）は息子2人、娘3人の5人の子どもに恵まれるが、結婚したのは長男のジャン=フランソワだけだった。

もちろん、メグリニ家に限らず、当時の貴族は「貴族の相続」を再生産の拠り所としていたのである。17世紀の前半、ブルゴーニュ地方の貴族であるジャン・ド・ソー=タヴァンヌ（1555-1629）は、自身の父親についての『回想録』を著したが、そのなかで「子どもを3人もつ貴族は、裕福なら2人を、そうでなければ1人を軍職につけ、長子が子どもをもたない場合を除いて、残りは聖職者にするか法律を学ばせる。娘たちはあまり結婚させない。家が傾くからである」と、貴族の家族戦略の基本を指南している⁽²⁹⁾。彼自身、弟の

一人として生まれ、長兄は「家を継ぐために父の側に留めおかれる」一方で、弟である彼は「(軍人としての) 名誉を求めさせん」と戦場へと送り出された。もう一人の弟は聖職者となっている。2人の姉妹は「家を破産させるから」と修道院へ入れられたが、その一人は後ほど結婚している⁽³⁰⁾。

宮廷に出入りする国王の側近くに仕える大貴族も例外ではなかった。アンジュー地方にブリサック公領を有するコセ家の場合、8代目当主のフランソワ・ド・コセ(1581-1651)には5男4女があった。長子ルイ(1625-1661)は、父が祖父から譲り受けたように、ブリサック公領と、「公爵同輩衆」^{デュック・エ・ペール}の肩書き、「王室陪膳官」の職を受け継いだ。だが次子ティモレオン(1626-1675)は、フランドル地方の砲兵連隊指揮官として故郷からもパリからも遠く離れた北フランスで15年以上にわたり軍務に携わった。彼は女性相続人と結婚することでコセ伯爵家という分家を誕生させることができたが、残りの弟たちは2人が聖職者、1人はマルタ騎士として独身のまま一生を終えている。4人の娘のうち3人が結婚し、1人が修道女となった⁽³¹⁾。娘たちが結婚できたのは、コセ家が非常に豊かな大貴族だから可能だったのだろうが、それでも家系の継承に関わる領域においては、徹底して「貴族の相続」の原則が適用されたのである。

こうした相続の実践は、相続人を限定することから、相続や結婚ができる子どもとそうでない子どもの差別を生み出すこととなる。その際、こうした差異化を子どもたちに受け入れさせることが、再生産のもうひとつの重要な要素となってくる。この点について、近世ヨーロッパのエリートの再生産を研究するブラウンは、個々の性別と年齢に応じた「家系の掟」とでもいうべき集団的規律があったと指摘している⁽³²⁾が、この掟は、「貴族の相続」を円滑に進めるにあたって表裏の関係にあったと考えられよう。

メグリニ家の人々も、それに類した行動をとっている。たとえば、ヴィルベルタン分家を見ると、1624年3月7日、マリとシモーヌの姉妹は、トロワ司教であった次兄の死のとき、彼女たちが主張できるはずの相続権をすべて放棄し、長兄のイエロズム(図2のB②)に譲渡している⁽³³⁾。もっとも、家系構

成員の誰もが自己犠牲の精神に則った振る舞いをとったわけではない。マラン分家（図1のA④-③-①）では、母方のビュエイユ家の相続をめぐる訴訟騒ぎとなった。1667年に勃発した紛争が終息したのは1733年と、半世紀以上が経過してのことであった⁽³⁴⁾。マラン分家の再生産がうまくいかなかったのは、家系構成員に集団的規律が機能しなくなり、兄弟間の争いへと発展したためである。家系間での対立が再生産を困難にする要因であることは、デシモンも指摘するところである⁽³⁵⁾。

家系の再生産を危うくする要因は、何も親子・兄弟といった近親間の争いに限られるわけではない。世代を経るごとに親族の意識が徐々に薄まっていくなかで、一族（本家と分家）の距離間はどのように変化したのだろうか。メグリニ家の場合も、本家筋にあたる家系図Aのジャン5世の長男ジャン6世の子孫たちは、法服貴族としてパリに居を構えた。その一方、分家筋にあたる家系図Bのジャン5世の次男ウスタシュとその子孫は、父祖の地であるシャンパーニュ地方にある所領を中心とし、軍事貴族に活路を見出した。両家からは、さらに分家がいくつか派生している。空間的、時間的、職業的な距離感が存在するなかで、一族のあいだに家系に関する共通意識は保たれたのだろうか。

メグリニ家の家系意識を探るのに適した史料は、結婚契約書である。結婚の立会人として、家系の代表者が名を連ねるからである。名前が記されることは、家系の一員であることを自他ともに認めることにほかならない。たとえば、1656年2月15日に交わされたヴィルベルタン分家の長男ニコラ（図2のB③-①）の結婚契約書には、父であるヴィルベルタン分家家長のイエロズムのほか、ヴィルヌーヴ本家の当主ジャン8世の弟で、分家を構えるブリエル領主フランソワ（図1のA④-③）の名があがっている⁽³⁶⁾。さらにこのフランソワは、ニコラの4男の代父にもなっている⁽³⁷⁾。それゆえに、ニコラの4男で後のスロー領主（図2のB④-③）はフランソワと名づけられたのである。

この事例からは、メグリニ家の家系が分かれてほぼ1世紀が経過し、住む場所や職業が異なっても、共通の祖先と同じ名前を有するものは一体であ

るという家系意識は失われていないことが垣間見えてくる。ニコラの結婚の時期に関していえば、フロンドの乱の終結から3年後であり、それまで本家と分家は対立陣営に分かれていたという背景があった。それでも、両家が決定的に分裂することはなかったのである。

こうした両家共通の家系意識は、家系の再生産にも大きな影響を与えている。トロワ子爵領は、本家のジャン7世（図1のA③）が1640年に国王へ臣従礼をおこなって獲得したものである。この所領は、本家の最後の当主であるシャルル=ユベール（図1のA⑥）が分家のスロー領主、フランソワ（図2のB④-③）に売却することでメグリニ家に留まることとなった。フランソワは、さらにこの所領を甥でありサヴォワ=ヴィルベルタン家のピエール=フランソワ（図2のB⑥）に代襲させたのである⁽³⁸⁾。

家系の再生産は、地位や肩書きの譲渡にも顔をのぞかせている。前述したように、メグリニ家の本家当主は「ヴィルヌーヴ領主」の肩書きを有し、ヴィルヌーヴ領がメグリニ侯爵領へ格上げされてからは、メグリニ侯爵領とそれに付随する侯爵位を継承した。さて、本家最後の当主シャルル=ユベール（図1のA⑥）が1732年に子どもを残さないまま亡くなったため、メグリニ家の中心的な所領であったメグリニ侯爵領は妹のガブリエルとサヴォワ=ヴィルベルタン分家のピエール=フランソワ（図2のB⑥）に分割して譲渡された。ガブリエルは1741年に結婚をしないまま亡くなったので、彼女がもつ侯爵領はガブリエルの姪たちに渡ることとなってしまった。しかし十数年後、メグリニ家の当主となったピエール=フランソワの息子ルイ=マリ（図2のB⑦）は、他家に渡った残りのメグリニ侯爵領を買い戻した⁽³⁹⁾。それによって、彼はようやく祖先たちと同じメグリニ侯爵と名乗ったのである。

メグリニ家の場合、共通の家系意識が確認できる事例はほかにもある。ブリエルの所領は、ジャン6世（図1のA②）の時代から家系にとって重要な土地とみなされていた。この所領は、ジャン7世から分立した3人の息子の一人フランソワ（図1のA④-③）に受け継がれることになる。けれども1737年、「名前の分からない妻」⁽⁴⁰⁾とのあいだに一人娘しか授からなかったフラン

ソワの長子は、遺言書を残し、プリエルの所領をサヴォワ=ヴィルベルタン家のピエール=フランソワ（図2のB⑥）に代襲させている⁽⁴¹⁾。

このような事例は、メグリニ家のメンバーが家系の構成員として再生産の任務を強く意識していたことを示している。この意識の共有があればこそ、ある家が途絶えても、即座に別の家が再生産を受け継ぐ形へとスムーズに移行できるのだといえよう。メグリニ家の場合は、これがうまく機能して家系を継承させていくことができた。逆に、マラン家のように、家系構成員に家系意識を前提とした集団的規律が機能しないと、家系の継承は失敗に帰してしまう。

この点では、ロシュシュアール家の女性相続人と結婚したジャック（図1のA④-②）が興したボニヴェ家も家系意識は欠如していたようである。なぜなら、ボニヴェ家は、母方に由来する所領であるボニヴェを名乗っているからで、この場合、メグリニ家よりもロシュシュアール家の方に帰属意識を抱いていたと推定される。ジャックの子どもたちがロシュシュアール家の再生産の任務を背負っていることは、メグリニ家の方でも認めていたようである。ジャックの長男が結婚契約を交わした際、新郎の家系の人間としてはロシュシュアール家の人だけが立会い、メグリニ家は一人も立ち会わなかったことから、そのように読み取れる⁽⁴²⁾。ボニヴェ家は、メグリニ家との共通の家系意識から外れてしまうのである。また、スロー家もメグリニ家から排除されていく。この家の構成員のうちの誰一人として、1770年に交わされたメグリニ家の家長ルイ=マリの結婚契約書に名前を確認できない⁽⁴³⁾。家系の名声を後世に残すことも再生産の一部である貴族にとって、スロー家構成員が犯した殺人や身分違いの結婚など素行の悪さは、家系全体の名誉や品位を貶めると判断されたからであろう。スロー家当主のフランソワ（図2のB④-③）が、トロワ子爵領を息子ではなく、甥に代襲させたのも同じ心理が働いていると思われる。

3 メグリニ家の結婚

すでに述べたように、貴族は自己の家系の維持をはかって「貴族の相続」を

実践し、家系の危機に際しては、本家と分家とが一体となって共通の家系意識を機能させていた。それでは、メグリニ家はどのような結婚戦略を用いていたのだろうか。

ここでは、ヴィルヌーヴ本家の結婚を中心に考察していきたい。ジャン5世（図1のA①）は、1536年プレシ領主の娘マリ・ド・ブラールと結婚した。ブラール家はメグリニ家と同じように、もともとはトロワの富裕なブルジョワでありながら、官職購入により次第に貴族に成りあがっていった家系である。したがって、ジャン5世の結婚は、貴族身分ではない同格の平民同士の結婚にほかならない⁽⁴⁴⁾。この結婚から生じた3人の子どもは、全員が結婚した。この代では、「貴族の相続」を適用していなかったのだから、そうなのだと考えられる。

次のジャン6世（図1のA②）は2度結婚した。最初の結婚は1570年で、相手は国王書記官であり、かつパリの高等法院評定官の娘、カトリーヌ・デュ・ドラックである。彼女がもたらした持参金は12,000リーヴルだった⁽⁴⁵⁾。この結婚は明らかに女性の方の家格が上である。当時ジャン6世はパリに出て行き、租税法院評定の官職を購入したばかりであり、この結婚は自身のその後の地盤を固める意味合いをもつものであった。パリで官職貴族として生きていこうとする者にとって、高等法院評定官の娘は願ってもない結婚相手のはずだった。ただし、子どもが出来る前に妻が亡くなったことから、ジャン6世は1572年に再婚する。今度の相手は請願審査院書記官の娘であり、自身もエスポワッスの女性領主の肩書きを有していたニコル・ド・グルネだった。彼女は持参金14,600リーヴルのほか、自身の所有する所領をジャンの家系へもたらした⁽⁴⁶⁾。この場合、両家の結婚は、官職身分からみれば「同等婚（homogamie）」であるが、妻がいわゆる「女性相続人」であり、多くの財産を夫の家系にもたらすことが期待されている点では、典型的な「降嫁婚（hypogamie）」である⁽⁴⁷⁾。

次のジャン7世（図1のA③）も、父と同様、1597年に高等法院評定官の娘マリ・ブギエと結婚した。彼女の持参金の額は不明だが、後に彼女は父から

133,548 リーヴルの遺産とパリの邸宅を相続し、それらを長男を含めた3人の息子に譲渡した⁽⁴⁸⁾。これ以後、この邸宅は本家の所在地となった。すなわち、ジャン7世も、富裕な相続人となることのできた女性を結婚相手に選んだのである。ジャン7世の子どもたち(図1のA④)は男子3人がすべて結婚し、結婚相手は、ビュシイ家、ロシュシュアール家、ビュエイユ家と伝統的な名門の「剣の貴族」家系出身の「女性相続人」であった。これまでメグリニ家は、同じ法服家系のなかの子どもたちの結婚に満足してきた。しかし、ある程度まで地位が安定してくると、より威信の高い名門の「剣の貴族」家系との縁組を画策したのである。

メグリニ家の結婚からは、その折々に、家系の存続に不可欠な、興味深い家族戦略がみえてくる。そのひとつは降嫁婚、もうひとつは女性相続人との結婚である。

中世史家デュビーによれば、降嫁婚は、婚家の家産の大幅な流出を防ぐとともに、一族の意識を強固にし、家長への求心力を高める働きをもつので、中世以来一般におこなわれていた方法である⁽⁴⁹⁾。もっとも、それと並行して、女性相続人を輩出した家系が降嫁婚を選択したのも、家系を存続させるための再生産戦略のゆえと考えられる。その背景にあるのは、夫と長子に妻(=女性相続人)側の家名や家紋といった「象徴財」を相続させ、妻の家系をこれまで通り存続させる手法である。それはボニヴェ家(図1のA④-②)では見事に成功をおさめ、マラン家(図1のA④-③)でもある程度成功した。ただ、メグリニの長男ジャン8世(図1のA④-①)と結婚したユベール=ルネ・ド・ビュシイの家系にとって、この降嫁婚は、中世的(あるいは騎士的)な価値意識に基づいたものでもあった。その理由は、この女性相続人の父母の家系が、ともにコンデ親王家の軍隊の中枢にいたからである。この結婚は、コンデ家との深い関係を軸に成立したとみてよいだろう。彼らの長男ジャン=フランソワ(図1のA⑤)の最初の結婚相手もまた、コンデ親王家の軍隊を担う家系の娘が選ばれている。

しかしその後、メグリニ家とコンデ家とは疎遠になったようである。その反

映であろうか、彼らの息子シャルル=ユベール（図1のA⑥）は、1693年パリ高等法院評定官職を購入し、ついで1699年には、大ブルジョワ出身の金融貴族のフォンテーヌ家のエスペランスを妻に迎えたからである。彼女が受け継いだ遺産は、途方もない164万リーヴルにのぼった⁽⁵⁰⁾。ここに至って、メグリニ家は、もはや結婚に名誉や家系の強化を求めるのではなく、実益中心となったのである。

ヴィルベルタン分家の結婚にも、基本的に本家の結婚と同じ原理と、理念の変化が見て取れる。この家は軍事貴族の道を選択したので、家長の結婚相手も当初の官職貴族の娘から（図2のB①, B②）、徐々に同じ軍人家系の娘が選ばれるようになった（図2のB③-①, B④-①）。家長の結婚相手に、女性相続人などの降嫁婚が認められるのも、本家と同じ傾向である（図2のB②, B③-①, B④-①）。それでも、18世紀に入って、本家を継承したサヴォワ=ヴィルベルタン家の家長の結婚相手は官職貴族の娘だった（図2のB⑥）。その理由としては、断絶した本家を分家が継いだ際に、分家がこれまで携わってこなかった官職もともに継承したため、その世界との姻戚関係が必要だと判断されたのかもしれない。いずれにせよ、ここにおいても、18世紀の結婚では名誉が求められるなくなり、代わりに実益が重視されたことが確認できる。

そのほか、娘たちの結婚相手に関して、トロワに拠点をおくヴィルベルタン分家は、モレ家、ヴィニエ家、ル・ノーブル家など、メグリニ家と同じように、地元のトロワに中心的な所領や官職をもつ官職貴族家系の出身者を選ぶ傾向にあった⁽⁵¹⁾。ここからは、軍務で家長が所領地を離れていても、トロワにとどまる姉妹たちが地元から実家を見守る体制が整えられていたのではないかと推測される。

以上、メグリニ家の結婚を概観してきたが、本家であれ分家であれ、家長は、基本的には同等結婚か、降嫁婚を求めた。また、結婚相手の多くが女性相続人であったことも注目に値する。もちろん、持参金のほかに、さまざまな財を持ち運んでくる可能性のある相手（女性相続人）を選ぶことは、家系の再生産にとって最適の方法であったに違いない。貴族らしく生活するための出費は

高くつき、1604年のポーレット法以来、官職価格は急激に高騰していった⁽⁵²⁾。「家系の消滅は、金銭の手元不如意とつましい結婚によってつくり出される」とデシモンは指摘するが⁽⁵³⁾、そのリスクを回避するためにも、家系に多くの実益をもたらしてくれる女性相続人との結婚は、メグリニ家のみならず、すべての貴族家系にとって、興隆のまたとないチャンスだったのである。

お わ り に

15世紀後半以来、法服貴族としても、軍事貴族としても、社会的上昇をとげてきたメグリニ家は、家系の再生産戦略がうまく機能した稀な事例といえよう。その成功は、男子の誕生に欠くことがなかったという偶然的な要因もあったが、家系を構成する各人が「貴族の相続」を基本的に受け入れ、「家産が維持され、一体的に移転される」⁽⁵⁴⁾ことを目的とした家系継承にさしたる不満を述べなかったことも大きな要因であったと考えられる。

繰り返せば、近世フランスの貴族家系の再生産は、「貴族の相続」を軸に、男系の長子相続が核となり、家系を形づくる財や地位が譲渡されていった。家産の分散を防ぐための相続規則は、長男への家産の一極集中、長子以外の子どもたちに独身を強いるなど、兄弟姉妹間に差異化を生み出す。この差異を家系の構成員が受け入れるか否かが、家系の再生産を確かなものにも、不確かなものにも導いたのである。差異化の否定は、家系間の争いへと直結するからである。差異化を認めることとは、ブルデューのいう、「(家の永続性を保障するために)家族成員の各人は自らの利益や感情を家産という集合的実体に対して服従させる」こととにほかならない。

メグリニ家の場合、差異化の肯定は、共通の家系意識として姿をのぞかせた。本家と分家の時間的、空間的、職業的な距離を越えて、共通の祖先と同じ名前を有するものは一体であるという家系意識は、メグリニ家の再生産に大きく影響した。一見安定しているかに見えるメグリニ家も、少なくとも分家という単位でみると、他の貴族の例にもれず消滅している。分家に渡ったトロワ子

爵領やブリエルの所領が、分家消滅とともに、家系の外へ出てしまう危険は生じた。ただその場合でも、本家や分家の枠組みを取り払い、残った家系の構成員が家系を速やかに継承する体制が整えられ、メグリニ家の再生産は結果的にうまく機能したのである。

メグリニ家は、物質的な面からも再生産を確かなものにしていった。その手段が結婚戦略である。メグリニ家の男性たちは、基本的に職業を同じくする世界に属する家系から降嫁してくる妻を迎えた。この姻戚関係により、彼らは自身の足場を固め、社会的な上昇をはかったのである。とりわけ官職貴族が軍務につき、やがて「剣の貴族」の世界に入ることができたのは、妻の実家が「剣の貴族」だったからで、そこに「法服貴族」と「剣の貴族」の親和関係や融合性が示唆されているように思われる。もっとも、このような結婚相手のほとんどが女性相続人だったことを鑑みると、再生産は意識の持ちようだけでは機能しないという事実を物語っている。再生産のメカニズムが十全に機動するには、物理的・経済的な基盤もまた重要だったのである。その一方、メグリニ家の女性の結婚は、おもに同等婚で実践され、実家に近い場所にいる男性が夫に選ばれた。この点では、地元で影響力を持ち続けるために、家長は娘の姻戚関係を利用したといえよう。女性は概して地元に残り、不在がちな男性にかわって家を守る役割を果たした。

なお、これまで筆者は、近世フランスの貴族史の諸問題をおもに「女性相続人」の結婚から分析してきたが、本論文で対象としたメグリニ家の場合にも、女性相続人の結婚の事例が頻繁に登場しており、単に貴族家系の再生産を目指しただけとはいえない複合的な要素を孕んでいるとの実感をもった。貴族の家系図を繙いてみると、女性相続人という存在は、それほど珍しいことでなく、むしろよく発生する事態である。その点では、貴族家系は、女性相続人一人が残されるという危機的な状況も想定内であって、それを巧みに利用しつつ、家系のまとまり（実質財と象徴財）を一層強める契機としたのではなかったかと思われるほどである。いずれにしても、女性相続人の結婚は、貴族家系の継承にきわめて奥行き深い問題を投げかけている。

注

- (1) これに関しては、拙稿「近世フランスにおける女性相続人」『関学西洋史論集』第33号、2010年、3-9頁および拙稿「家名と家紋-14世紀から17世紀フランス貴族の象徴財継承の成立過程-」『歴史家協会年報』第6号、2010年、18-37頁で考察をおこなっている。
- (2) ブルカンの研究によると、とりわけフランス西部（メヌ・アンジュー・トゥレーヌ地方）、中部（バリー・ブルボネ・ニヴェルネ・オーヴェルニュ・マルシユ地方）、東部（南シャンパーニュ・ロレーヌ地方）に顕著であったようである。L. Bourquin, «Partage noble et droit d'aînesse dans les coutumes du royaume de France à l'époque moderne» in Université du Maine (éd.), *L'identité nobiliaire. Dix siècles de métamorphoses (IX^e-XIX^e siècles)*, Le Mans, 1997, pp.138-140.
- (3) G.-M. d'Espinay, *Le droit d'aînesse en Anjou*, Paris, 1890, p.9.
- (4) M. Nassiet, *Noblesse et pauvreté. La petite noblesse en Bretagne, XV^e-XVIII^e siècle*, Rennes, 1993, p.61.
- (5) *Ibid.*
- (6) M. Nassiet, *Parenté, noblesse et Etats dynastiques, XV^e-XVI^e siècle*, Paris, 2000.
- (7) L. Fontaine, «Droit et stratégies : la reproduction des systèmes familiaux dans le Haut-Dauphiné (XVII^e-XVIII^e siècles)», *Annales ESC*, n°47-6, 1992, pp.1259-1277 や J.-L. Viret, «La reproduction familiale et sociale en France sous l'Ancien Régime. Le rapport au droit et aux valeurs», *Histoire et Sociétés Rurales*, n°29, 2008, pp.165-188 を参照。ただし、これらの研究対象は商人や農民である。エリートを対象とした研究では、R. Braun, «'Rester au sommet' : modes de reproduction socioculturelle des élites du pouvoir européennes», in W. Reinhard (éd.), *Les élites du pouvoir et la construction de l'Etat en Europe*, Paris, 1996, pp.323-354 が挙げられる。また、近年ではデシモンを中心とした E.H.E.S.S. (社会科学高等研究所) のグループが16世紀から18世紀のフランス法服貴族の再生産に関する研究を進めている。R. Descimon et E. Haddad, (éd.), *Epreuves de noblesse. Les expériences nobiliaires de la haute robe parisienne (XVI^e-XVIII^e siècle)*, Paris, 2010.
- (8) 原題は *Le bal des célibataires - Crise de la société paysanne en Béarn -* である。直訳すれば『独身者たちのダンスパーティー-ベアルンの農村社会の危機-』。
- (9) P. ブルデュー (丸山茂, 小島宏, 須田文明訳) 『結婚戦略-家族と階級の再生産』, 藤原書店, 2007年, 49頁。
- (10) E. Haddad, «Les Mesgrigny ou le coût social et moral des prétentions à

L'épée», in R. Descimon et E. Haddad (éd.), *Epreuves de noblesse. Les expériences nobiliaires de la haute robe parisienne (XVI^e–XVIII^e siècle)*, Paris, 2010, pp.211–231.

- (11) F. A. La Chenaye des Bois, *Dictionnaire de la noblesse contenant les généalogies, l'histoire et la chronologie des familles nobles de France*, 15 vols., Paris, 1770–1787, tome X, p 736.
- (12) Haddad, *op. cit.*, p.209.
- (13) 16世紀頃によく見られた「貴族らしい生活」をもとに自然発生的に貴族が生起する事例とそれを背景としたコルベールによる「貴族改め」に関する考察には、阿河雄二郎「ルイ十四世時代の「貴族改め」の意味」服部春彦・谷川稔編『フランス史からの問い』, 山川出版社, 2000年, 49–73頁に詳しい。
- (14) Haddad, *op. cit.*, p.227.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.* ただし、メグリニ家は「交換」と主張。La Chenaye des Bois, *op. cit.*, p.737.
- (17) 以下の家系継承の流れは、特記しない限り、前掲 La Chenaye des Bois の *Dictionnaire de la noblesse* . . . (以下、『貴族辞典』と通称) tome X, pp.736–745 および『貴族辞典』が種本とした L. Moreri, *Le Grand dictionnaire historique, ou le Mélange curieux de l'histoire sacrée et profane*. . . , Nouvelle édition, Paris, 1759, tome VII, pp.491–493 を出典とする。
- (18) コンデ親王とそのクリアンテルの関係については、嶋中博章「コンデ親王の軍事的役割とクリアンテル—絶対王政期フランスの大貴族像を見直すために—」『史泉』第97号, 2003年, 20–38頁を参照。
- (19) Haddad, *op. cit.*, p.215.
- (20) 『貴族辞典』等においては Jérôme と著されるが、本稿ではメグリニ家が「貴族改め」の結果に対して提出した家系図 (BNF, Cab. des titres, Dossiers Bleus 445, dossier 11953 Généalogie de la maison de Mesgrigny) に倣い Hiérosme を用いる。
- (21) Courcelles Chevalier de, *Histoire généalogique et héraldique des pairs de France*, Paris, 1822–1833, DE MESGRIGNY p.19.
- (22) *Ibid.*, pp.21–22.
- (23) *Ibid.*, p.21.
- (24) *Ibid.*
- (25) Haddad, *op. cit.*, pp.217–218.
- (26) Courcelles, *op. cit.*, pp.23–24.
- (27) *Ibid.*, p.26.

- (28) *Ibid.*, p.28.
- (29) Jean de Saulx, *Mémoires de très-noble et très-illustre Gaspard de Saulx, seigneur de Tavannes, maréchal de France. . .*, Nouvelle Collection des Mémoires pour servir à l'histoire de France depuis le XIII^e siècle jusqu'à la fin du XVIII^e, par MM. Michaud et Poujoulat, Paris, 1838, tome 8, p.55.
- (30) *Ibid.*
- (31) G. Martin, *Histoire et Généalogie de La Maison de Cossé-Brissac*, La Ricamarie, 1987, pp.47–52, 59.
- (32) Braun, *op. cit.*, p.353.
- (33) Haddad, *op. cit.*, p.222.
- (34) *Ibid.*, p.224.
- (35) R. Descimon et E. Haddad, (éd.), *Epreuves de noblesse. . .*, *op. cit.*, 第2部 Les fragilités de la reproduction familiale, pp.85–155. は、それについての考察となっている。
- (36) BNF, Cab. des titres, Dossiers Bleus 445, dossier 11953. Contrat de mariage de 1656.
- (37) Haddad, *op. cit.*, p.219.
- (38) *Ibid.*, pp.219–220.
- (39) *Ibid.*, p.220.
- (40) La Chenaye des Bois, *op. cit.*, p.741.
- (41) Haddad, *op. cit.*, p.220.
- (42) *Ibid.*, p.224.
- (43) *Ibid.*
- (44) *Ibid.*, p.213.
- (45) *Ibid.*
- (46) BNF, Cab. des titres, Dossiers Bleus 445, dossier 11953. Contrat de mariage de 1572.
- (47) 文化人類学から借用した用語で、身分が同じ配偶者のあいだでおこなわれる婚姻のことを「同等婚 (homogamie)」, 配偶者間の階級差が現れる異身分婚で、嫁の与え手が嫁の取り手より高い格付けとみなす婚姻を「降嫁婚 (hypogamie)」, その逆を「昇嫁婚 (hypergamie)」と呼び習わすのに従った。
- (48) Haddad, *op. cit.*, p.214.
- (49) G. Duby, «Le mariage dans la société du haut Moyen Age», in *Qu'est-ce que la société féodale?*, Paris, 2002, pp.1426–1427.
- (50) Haddad, *op. cit.*, p.223 ; E. Haddad, «Faire du mariage un acte favorable. L'utilisation des coutumes dans la noblesse française d'Ancien Régime», *Re-*

vue d'histoire moderne & contemporaine 58-2, avril-juin 2011, p.91.

- (51) モレ家とメグリニ家の関係の深さに関していえば、1644年に Claude Molé と結婚した家系図2の B③-①の妹 Simonne の祖母にあたる Simonne le Mairat の母親もモレ家の出身であったほか、15世紀後半にも両家の縁組がみられる。
- (52) R. Descimon, «La haute noblesse parlementaire parisienne», in Ph. Contamine (éd.), *L'Etat et les aristocraties*, Paris, 1989, p.386.
- (53) P. Ouvarov, E. Milles et R. Descimon, «La réconciliation manquées des Spifame : Dominatin, Transgression, Reconvertin (XVI^e-XVII^e siècle)», in R. Descimon et E. Haddad (éd.), *Epreuves de noblesse. . . , op. cit.*, 2010, p.103.
- (54) ブルデュー, 前掲書, 28頁。

——大学院文学研究科研究員——